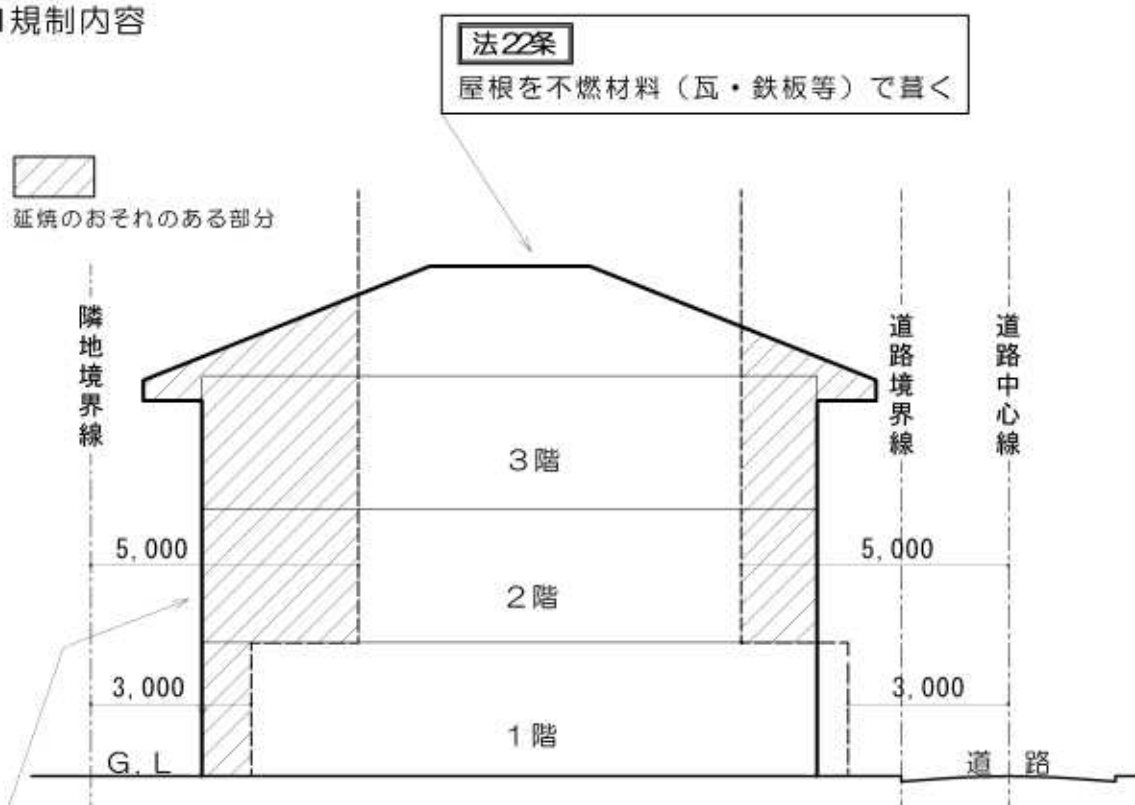


建築基準法第22条に基づく屋根の構造制限区域（22条区域）の指定について

- 区域：防火地域及び準防火地域の指定のある区域を除く市全域（従前の都指定区域と同様）

■ 規制内容



法23条

「木造建築物等」は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。（モルタル、防火サイディング等）

法24条

木造建築物等である特殊建築物の一部（学校、集会場、2階建てかつ200㎡を超える共同住宅等）については、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。